## マスキング(黒塗り)例

健康保険·厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書

事業所整理記号 事業所番号

被保険者		*1 適用年月	決定後の標	準報酬月額	*1 生年月日	*2 種別
整理者号	被保険者氏名		(健保)	(厚年)		
	和歌山 太郎	R1.4	200 千円	200 千円	\$55.4.10	第一種
	紀州 花子	R1.4	300 千円	300 千円	S30.3.4	第二種
	橋本 三郎	R1.4	400 千円	400 千円	H20.3.4	第一種

※1 元号 S:昭和 H:平成 R:令和

※2 種別 第一種:男性 第二種:女性 第三種:坑内員 特例第一種:男性(基金加入) 特例第二種:女性(基金加入)」

特例第三種:坑内員(基金加入)

上記のとおり標準報酬が決定されたので通知します。

**合和2年7月18日** 

日本年金機構理事長 (和默山東年全事務所)

健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書 事業所整理記号 事業所番号							
被保険者整理番号	被保険者氏名				※1 資格取得年月日	標準報酬月額	
	※1 生年月日	※2 種別 (性別)	1	被保険者 区分	基礎年金指号	郵便番号	被保険者住所
	ワカヤマ シロウ 和歌山 四郎				R 7. 4. 1	健保: 200千円	厚年: 200千円
	H15. 7. 31	i (男)	1(新)				

※ 事業所整理記号、事業所番号、被保険者整理番号、 基礎年金番号をマスキングしてください。

<b>■</b> (&&&	様式第4号(第7条関係)(第1章 雇用係		· 者資格喪失	標準 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	23456 注意事項を読んでから記	789 載してください。)	
べく折り曲げな	帳票種別 15103	1,被保険者	者掛号···2	2. 事業所番号	3. 資格取得年月日 5-070401	(この 用 紙 は	
いようにし、	4. 腱戰年月日 (元号 4 平成 5 令和 元号 4 平成 5 令和		t ] ] [ [ ½ %		労働時間 8. 補充採用予定の (空白 無 ) 分 ( 1 有 )	z <del></del>	
やむをえない	9. 新氏名 7	リガナ (カタカナ)	※安¦11.喪失時被保険者種類	12. 国籍・地域コード	13,在台資格コード	のまま機械で処理	
場合には折り	10. 個人番号		公所 共紀 東 東 東	18#4 7 5 2 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18	2 対応 コード と記入	<b>リーレ</b>	
り無げ	被保険者氏名	性別 生年月日	取得時被保険者種類	転動年月日 管轄安定		ま す の	
げマーク (▲)の所で	ワカヤマ ゴロウ 資格取得年月日現在の1週間の所定労働時間	男 3-330216 4000	高年齢(65歳以上) 事業所名略称	株式会社 和		<b>−</b>   %	
	被保険者の住所又は居所	1000	TANK DAV	7N-4A II. 1	HWYH	4	
	被保険者でなくなったことの原因及び被保険					汚さない	
折りて	者に氏名変更があった場合は氏名変更年月日	<u></u>				ř	
曲げて	雇用保険法施行規則第7条第1項の	規定により、上記の	とおり届けます。		A. 20 E	ó د	
ください	住 所				令和 年 月	日にて	
š.	事業主 氏 名					ください。	
	7 //					じ	
*	電話番号				公共職業安定所長	殿	
所	次課係	操作	1 1 X W W	3 · 提出代行者 · 事核代理者の表示	氏 名	電話番号	
長	長 長 長	係作者	労 務 士 記 載 棚				
		*				2025. 1	
\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	7 11 //	•					
	雇用保険被何	呆険者資格	取得等確認	通知書(事	業主通知用)	•	
	连锁 (黑细) 海加尔日日					25萬城	
R070403 雇用保険被保険者資格取得届に基づき、下記のとおり確認(通知)します。							
被保険者番号 筝業所番号 管轄区分 資格取得年月日							
			0		R070401		
	被保険者氏名	性别	生年月日	(元号一年月日)	取得時被保険者種類	転勤の年月日	
	ワカヤマ ゴロウ	1 (1 %)	3 33	30216 (2 大正 3 昭和 4 平成 5 会和)	11 (1又は9 一般 4又は5 実年齢 2又は3 第 第 11 実年齢(65歳以上)		
	事業所名略称			_:			
	株式会社 和歌山						

**※**